

令和４年 第１２回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和４年１２月２０日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年12月20日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 11名 ※（）書きの委員は減員開催のため不参加
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 (3番委員 内 海 博 光)
4番委員 林 功 (7番委員 鈴 木 保 雄) 8番委員 中 島 博 恵
(9番委員 須 藤 栄 寿) 10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博
12番委員 庭 野 明 (13番委員 阿 部 敏 男) 14番委員 原 澤 幸 好
15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司 (17番委員 高 橋 品 子)
18番委員 戸 澤 奈実恵 (19番委員 中 島 工 り)
- 4 欠席委員 2名
5番委員 斉 藤 忠 6番委員 青 柳 健 市
- 5 議事録署名委員
18番委員 戸 澤 奈実恵 4番委員 林 功
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第46号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第47号 みなかみ町農業委員会農業委員の辞任について
- 協議事項・報告事項
(1)非農地通知の発送について
(2)制限除外の農地等移動通知書について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

開 会
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番委員戸澤奈実恵・4番委員林功を
指名し議事に入る。

	続いて、4、議事に移ります。 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございます。お願いいたします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件、2件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ご説明、ありがとうございました。 それでは、1番からまいりたいと思います。 議案第43号1番の担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたいと思います。
10番委員	10番の阿部均司です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をいたします。 12月10日に譲渡人に話を聞き、現地を確認してきました。 この案件は、農業者年金の関係にての経営移譲の再更新の案件であります。 耕作地は、〇〇地区内にあり、農地としてほぼ維持管理されていましたが、一部は耕作放棄地みたいな場所もございました。全体としては維持管理されているので特には問題はないと思います。 譲受人なんですけれども、娘さんで現在は農業を中心とした経営をしており、耕作は十分にできるそうです。 それから、周辺農地の利用の支障については、再度の経営移譲ですので、問題はありません。 その他に懸念事項はございません。 よろしく審議のほどお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 今、調査報告がございました。事務局の説明を踏まえて、皆様のほうからご質疑ございますでしょうか。 質疑がなければ、承認という形でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） 議案第43号1番は許可といたします。 続きまして、議案第43号2番の担当地区の調査報告をお願いいたします。
11番委員	11番、〇〇担当の藤井です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、申請者宅の隣接地であり、12月5日、現地調査を行いました。 同日、〇〇さんに確認いたしました。譲渡人の方が遠隔地に居住のため、耕作できないということで、譲受人が申請地を耕作したいということです。

耕作意思の確認についてですが、12月5日、本人にその確認ができ、実行は確実と思われます。

耕作面積は、畑、田と合わせて7,235㎡の耕作面積があり、下限面積を上回っているため問題はありません。

周辺農地の営農状況への支障の有無は、そば、ワラビの耕作を計画されていますので、支障はありません。

その他に懸念事項は特にございません。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

藤井委員から調査報告を賜りました。

皆様のほうからのご質疑をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

質疑がなければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第43号2番は許可といたします。

続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括して説明がございます。よろしくお願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ご説明ありがとうございました。

1番より審議をしていきたいと思っております。

議案第44号1番担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。

2番委員

お世話になります。

2番、〇〇区担当の近藤民治です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

申請地は、〇〇より〇〇川方面へおよそ200mのところですが。

12月7日に現地調査を行い、申請者の〇〇さんに確認いたしました。休耕中の田に太陽光発電設備を設置する計画を立てています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積り書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われ、周辺農地の営農状況の支障の有無ですが、周辺農地の経営を行ううえで支障が発生する見込みはございません。

同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害、防除措置に

ついても、想定される被害等はないと思われます。

そのほかに想定される懸念事項は特に見当たりませんので、よろしく審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうから太陽光の関係になりますが、ご質問はございませんでしょうか。

なければ、許可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第44号1番は許可相当といたします。

続きまして、議案第44号2番について担当地区のご説明をお願いしたいと思っております。

事務局

事務局から代理で報告で申し訳ございません。

担当委員の青柳委員にお願いしたところなのですが、家族に陽性者が出てしまったということで、濃厚接触者ということをして昨日、報告がございましたので、今回はお休みいただきました。

調査内容は、調査は既に済んでおりますので、それを受けて私のほうで代理で報告させていただきます。

本来、5番の〇〇地区担当の斉藤委員さんの調査する案件ですが療養中のため、6番の青柳委員に調査依頼を行ったところでございます。経緯としては先に報告したとおりでございます。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告をさせていただきます。

申請地は、当地の水田の向かい〇〇より西へおよそ200mほどのところでございます。当案件は覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、7月委員会の折、住宅に隣接する農地の転用許可をしたところでの隣接の農地でございます。

ご本人に聞くと、〇〇さん、失礼しました。〇〇さんという人が購入された形なのですが、当時、7月の案件についても同様でございました。住宅を建てたわけなのですが、ご本人さん、〇〇で食品加工系の50人程の従業員をもった会社を経営されている方です。会社の保養所敷地として今回、住宅の跡地を購入して、今現在、更地になっております。そこに保養所を建てた、その隣接について駐車場で前回許可を得て、その隣接する土地にレクリエーション施設を置けるような、ゴルフの練習場のようなものを設置するというような追加で転用の申請ということでございます。

事務局が説明したとおり、公共施設とか新幹線といった都市計画区域に隣接農地ということでございまして、3種農地として許可可能性がございます。

青柳氏が調査した結果について、代理人に問い合わせた内容については、申請書、見積書、設計書、資金等の確認ができて、許可が降りたら着工したいと申し出ておまして実行は確実と思われます。

申請面積の妥当性ですが、特に3種農地で有効に使っていただけるのであれば転用もやむを得ないと思われる農地でございます。

隣接周辺の営農状況については、休耕が多かったり、そういう場所ござい

ます。耕地整備をしたところと河川の間に住宅がある、場所の河川側の土地でございます。特に営農に支障が発生する見込みはありません。同様に転用することによって近隣農地の作物に影響することは想定されません。

他に想定される懸念事項等は特に見当たらないようであります。

以上、青柳委員より聞きとった調査報告でございますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

青柳委員より調査報告を事務局に出されて、事務局より代読があったという形ではございましたが、皆さんのほうからのご質問を受けたまわりたいと思っております。いかがでしょうか。

なければ、議案第44号2番は許可相当と認めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第44号2番は許可相当といたします。

続きまして、議案第45号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明がございます。

事務局

6ページをお開きください。

議案第45号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年8,848㎡、利用権存続期間は3年3,858㎡、5年1,732㎡、10年3,258㎡。畑の賃貸借の通年424㎡、利用権存続期間は10年424㎡。田と畑の合計は9,272㎡です。貸し手は3戸、借り手は5戸でございます。

8ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

皆様のほうからご意見、それから質疑等ございましたら。

なければ、この案件は承認という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第45号は承認といたします。

続きまして、議案第46号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)について、事務局より説明を願います。

事務局

では、9ページをお開きください。

議案第46号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年830㎡、利用権存続期間は10年830㎡、合計も830㎡です。貸し手は1戸、借り手も1戸でございます。

11ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して皆様のほうからご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第46号は承認といたします。

続きまして、議案第47号 みなかみ町農業委員会農業委員の辞任について、議案の説明を事務局より行わせていただきます。

事務局

では、事務局のほうから説明させていただきます。

まず、農業委員の任期等は、農業委員会等に関する法律で定められております。これに定められている中で、第13条に、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっておりますところでございます。

この正当な事由ということなんです、社会通念上、農業委員会の業務に支障があるような理由がある場合については、やむを得ないということで、それを理由に辞任の届出が出せるということになっています。

では、斎藤さんなんです、経緯を簡単に説明させていただきます。

本年9月に、呼吸器系疾患ということで、コロナ禍のこともあったんだと思われるんですが、10月末まで入院されていたところでございます。退院したあとも、24時間呼吸器を利用してチューブで鼻から酸素吸入するような状況でございまして、外出する時にも補助具の携帯によって24時間医療用具をつないでなければならないような状況であります。長期のことを困難ということで、今回については農業委員の掌握する業務は困難である旨の辞任届については提出をいただいたところでございます。

では、この正当な理由により辞任をする場合、この農業委員会の同意と町長の同意によって辞任という形になります。

今後皆さんも同じ方法で法令により農業委員を最終的には町長が任命するという形になっているんですが、事前に農業者団体等に募集の依頼をしなくちゃならないということで、説明資料を今回、用意させていただきました。これのところ、担当する場所等説明事項があった、一番最後のページにおおむねスケジュール表が載っておるところでございます。今回、辞任を農業委員会で承認になると、これを付して今度、町長に同じ辞任の届出を付して任命権者に同

意をいただくことになります。

それから、昨年と同様に1月、正月明けから1ヶ月間推薦と公募、立候補も含めた募集をさせていただく形になります。その中で、農業者団体からの推薦ということで、今回、任命、途中、任期3年のうち2年を残してということですので、その地区の担当ということを示して、この担当地区の農業者団体、農事組合もしくは行政区の推薦を依頼する形を取っておりますので、その期間に委員さん、後任がいれば推薦等をしていただくことになっております。町の広報1月号とホームページに募集掲載をさせていただいて、公募も求めていく予定でございます。

中間報告、期間終了の評価委員会を経て、3月議会の定例会で町の議会での同意をいただく形を取ります。議会同意を得た後に町長の任命という形でさせていただく流れになっております。それで、4月から任命後に農業委員さんになっていただく予定でございます。

諸事情により推薦の方法はいろいろ地区によってございますので、それぞれ考慮した推薦をしていただきたいということで申し入れるつもりでございます。

なお、では欠番かということではなくて、委員さんの番号については、これも法令に定められている残任期間、途中で辞任する場合は残任期間をその任期に充てることになってございますので、斉藤さんが使っていた5番になるかと思いますが、5番を引き続き新しい方に、お使いになられる形ですので、今、いらっしゃっている方、もしくは他の方の委員の番号は変わるようなことはございません。

今回、辞任の届けを得て、農業委員会のまずは同意ということで、承認いただければと思います。

内々では、もう後任の委員さんも当たっていただいていた、ほぼほぼ合意をいただいているというお話も伺っておりますので、報告させていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ご説明いただきました。

先ほどしゃべった中で重複いたしますが、非常に残念というか寂しいというか、でも、これによって今改めて聞いてみると、いつまでも背中にしょわしておくことは本人の療養のためにも非常にいいのかなと思っておりまして、この案件を粛々と手続を怠りなく進めていただければと、私も内諾をしているところでございます。

皆様のほうからこれに関して何かご質疑、ご意見ございましたら、お願いいたします。

事後承諾というような格好でございますが、皆さんのほうからご意見がなければ、粛々と進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

5番に移りたいと思います。

協議事項・報告事項に入ります。

(1)の非農地通知の発送について、事務局より説明がございます。よろしく願いいたします。

事務局	１２ページをお開きください。 非農地通知の発送をしましたので報告いたします。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明が終わりました。ありがとうございます。 前回でも非農地の通知を発送するという手続がございましたが、皆さんのほうから、これに関してご意見ございますでしょうか。 なければ、承認と決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「はい」の声） 続きまして、協議事項・報告事項の２番です。制限除外の農地等移動通知書について、事務局よりご説明がございます。
事務局	１３ページをお開きください。 協議事項・報告事項（２）制限除外の農地等移動通知書について。 農地法第５条第１項各号による届出について報告いたします。 令和４年７月１１日に報告いたしました届出について、番号１の工事期間が令和５年３月２４日まで延期となりました。そのほかに変更点はございません。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	工事の延期に伴う届出の報告ということでございます。 皆さんのほうからご質問ございますでしょうか。 なければ、決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、決定いたします。 続きまして、６番のその他の移らせていただきます。 皆様のほうから何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。 ないようですので、事務局のほうからございますでしょうか。
事務局	特にございません。
議 長	以上で、議事・報告の全てを終了したいと思います。 以上です。
閉 会	みなかみ町農業委員会職務代理原澤章閉会を宣す。

〔午後２時１４分〕